

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係            1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 8 月頃の 1 週間から 10 日間ぐらい  
② 昭和 40 年 12 月 1 日から 41 年 2 月 16 日まで

申立期間①について、年金事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録は昭和40年12月16日から41年2月16日までの期間とされているが、実際に勤務したのは、B社を一旦退職していた38年8月頃のことである。具体的な勤務開始時期及び勤務終了時期について記憶していないが、勤務した期間は1週間から10日間ぐらいの期間である。

また、申立期間②について、年金事務所の記録では、B社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和40年12月1日とされているが、実際に勤務したのは41年2月15日までの期間である。

両申立期間について、実際に勤務した期間に基づき、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の勤務内容等に係る具体的な供述、申立人の妹の供述、A社の回答などから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立期間①に係る勤務実態について確認することはできない。

戸籍の附票において、申立人は昭和40年12月23日付で、B社(申立期間②に係る事業所)の法人登記簿、適用事業所名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における住所地から、C市へ住所変更していることが確認できるところ、当該変更後の住所地は、A社の法人登記簿、適用事業所名簿、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等における住所地と

一致している上、当該変更の履歴は、申立人に係るB社の被保険者名簿における資格喪失日（昭和40年12月1日）、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日（昭和40年12月16日）と符合している。

また、事業主は被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しているところ、i) 被保険者台帳における申立人の欄には、「取得年月日 40.12.16」、「保険証返納月日 41.2.19（本人、郵送）」と記載されていること、ii) 健康保険厚生年金保険被保険者資格確認通知書における申立人の資格取得年月日は「昭和40年12月16日」と記載されているとともに、昭和41年1月19日付けで「D県」の確認印があること、iii) 健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失年月日は「昭和41年2月16日」と記載されているとともに、41年3月2日付けで社会保険事務所（当時）の確認印があること、iv) 失業保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の離職等年月日は「41 02 15」と記載されていることが確認でき、これらの記載内容は、申立人のA社に係る被保険者原票及びオンライン記録と符合している上、当該事業所は、申立人の主張する期間に係る記録は無く、オンライン記録どおりの届出を行っていたと思われる旨回答している。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、昭和40年12月16日から41年2月15日までの期間において、A社で勤務していたことが推認される。

また、前述の被保険者台帳、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書、失業保険被保険者資格喪失確認通知書において、申立人と同じページに記載されている同僚が複数確認できるところ、当該同僚についても、事業主が保管する資料、被保険者原票及びオンライン記録は符合していることが確認できる。

さらに、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録は、前述の被保険者原票及びオンライン記録と符合している上、被保険者原票において申立期間の被保険者記録が確認できる者及び前述の事業主が保管する被保険者台帳等に記載されている同僚のうち24人について、雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録は符合していることが確認できる。

加えて、申立人はA社においてE職を務めていた申立人の妹の紹介により勤務を開始し、FでG職を務めたと供述しているものの、同僚の氏名を覚えていない上、当該事業所に係る被保険者原票において、申立期

間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、申立人を記憶している者は確認できない。

また、前述の申立人の妹は、「申立人は記録どおりの期間において、A社のFでG職として勤務していたようだ。申立期間に勤務していたというのは、申立人の記憶違いではないかと思う。なお、私の同社に係る被保険者記録についても誤りは無い。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿、被保険者原票において、申立人の妹は、申立期間前に資格喪失しており、当該被保険者記録はオンライン記録と符合していることが確認できる。

なお、前述の申立人の妹が社会保険事務担当者として名前を挙げた者及び申立期間当時の事業主は既に死亡している上、取締役等の役員についても死亡又は連絡先不明のため供述を得ることができず、さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人の勤務内容等に係る具体的な供述、申立人のいこの供述、B社の事業主の回答などから判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立期間②に係る勤務実態について確認することはできない。

前述のとおり、戸籍の附票において、申立人は昭和40年12月23日付けで、B社の住所地から、申立期間①に係るA社の住所地に変更していることが確認でき、当該変更の履歴は、申立人に係るB社の被保険者名簿における資格喪失日（昭和40年12月1日）、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日（昭和40年12月16日）と符合していることなどから判断すると、申立人は、申立期間②のうち40年12月16日から41年2月15日までの期間において、A社で勤務していたことが推認される。

また、B社は平成6年9月30日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は、申立人を記憶しているものの退職時期については覚えておらず、当時の資料についても廃棄済みであるとしており、申立人の勤務実態、保険料控除等について確

認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は事業所別被保険者名簿において、申立期間に係る申立人の記録は確認できない上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は、被保険者名簿及びオンライン記録と符合している。

加えて、前述の被保険者名簿によると、申立人が名前を挙げた申立人のいとは、申立期間前に資格喪失しており、「申立内容について、申立人の主張どおりであるとは思いますが、当時、私は既に会社を退職していたので申立人の退職時期について詳しいことは分からない。」と供述し、申立人の退職時期に係る記憶が定かではない。

また、申立人が名前を挙げているほか、前述の事業主など複数の者が名前を挙げた社会保険事務担当者は、「申立人を知っているが、退職時期は分からない。私が社会保険事務を担当しており、通常は退職してすぐ資格喪失させる届出を行っていたと思うので、退職時期と喪失時期が相違することはないと思うが昔のことなので具体的なことは不明である。」と供述している。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間における被保険者記録が確認でき、申立人が名前を挙げた者及び申立人を記憶する者に照会したが、申立人の退職時期を覚えている者は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。